



みみセンターだより



障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

『障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)』が参議院、衆議院でそれぞれ可決され成立し、令和4年5月25日に公布・施行されました。なお、衆議院において「手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること」などの附帯決議も盛り込まれました。パンフレット「We Love コミュニケーション」の普及・署名運動から12年、全日本ろうあ連盟などの団体が国に対し制定を求めて運動してきたことが実を結んだ結果となりました。法律は、情報格差の解消を目指していて、例えば私たちが日常生活や災害時に必要な情報を取得できるよう支援することなどが盛り込まれています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ・事業者の責務(5条) ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条) ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

- (1)障害者による情報取得等に資する機器等(11条)
- (2)防災・防犯及び緊急の通報(12条)
- (3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)
- (4)障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)
- (5)国民の関心・理解の増進(15条)
- (6)調査研究の推進等(16条)

- 障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

★~~~~☆~~~~★~~~~☆~~~~★~~~~☆~~~~★~~~~☆~~~~★~~~~☆~~~~★~~~~☆~~~~★

全国聴覚障害者情報提供施設協議会総会・施設大会が行われました!

6月17日(金)、会場集合とオンラインのハイブリッドで標記総会と施設大会が愛知県名古屋市で開催されました。総会では、すべての議案が可決され無事に終了しました。終了後、「ICT技術を活用した聴覚障害者向け情報ネットワークの構築とその活用について」のテーマでシンポジウムが開かれ、厚生労働省、全日ろう連、全視情協、障害者放送通信機構の代表から課題やこれからの展望などを話していただきました。

《参加:所長 小松幸悦》



